

新見市選管告示第33号

不在者投票のための投票用紙等の交付及び不在者投票を行う場所の決定について

第27回参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定による不在者投票のための投票用紙等の交付及び不在者投票を行う場所を次のとおり定める。

令和7年6月16日

新見市選挙管理委員会

委員長 中山博文



- 1 不在者投票のための投票用紙等の交付及び不在者投票を行う場所
住 所 新見市新見310番地3
場 所 新見市選挙管理委員会事務局